

郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を 踏まえた郵便料金に係る制度の在り方

＜令和6年6月24日付け諮問第1239号＞

答申(概要)

令和7(2025)年7月31日

情 報 通 信 審 議 会
郵 政 政 策 部 会

1. 経緯

- インターネットやSNSの普及等による郵便物数の減少や燃料費等物価の高騰の影響により、日本郵便の郵便事業の収支は悪化。2022年度に民営化以降初めての赤字となったこと等を受け、2024年10月に郵便料金の改定を実施。
- しかし、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであり、今後も郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、2024年6月に総務大臣より「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について諮問。
- その後、本部会の下に郵便料金政策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた上で、郵便を利用する消費者や業界の関係団体等より御意見をいただきつつ、郵便料金に係る制度の在り方について検討を実施。

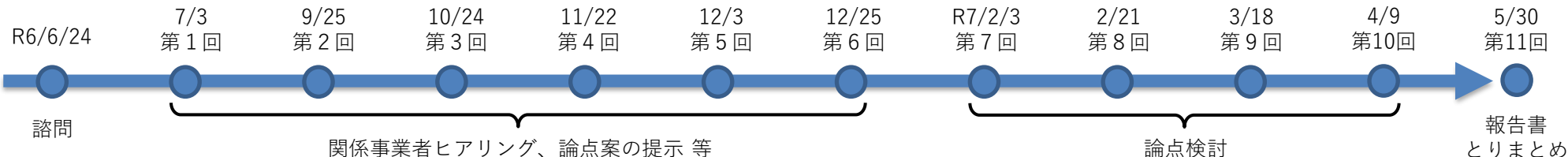
2. 検討項目

- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
 - ・ 郵便事業における収支相償について
 - ・ 料金に係る規制等について
- (2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
 - ・ 算定基準等について
- (3) その他必要と考えられる事項
 - ・ 一般信書便役務に関する料金規制について

3. 検討体制

主査 専門委員	山内 弘隆	武蔵野大学 経営学部 特任教授
主査代理 委員	東條 吉純	立教大学 法学部 国際ビジネス法学科 教授
委員	荒牧 知子	公認会計士
委員	大橋 弘	東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授
専門委員	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー
専門委員	実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授
専門委員	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
専門委員	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
専門委員	藤沢 久美	株式会社国際社会経済研究所 理事長
専門委員	三浦 佳子	消費生活コンサルタント 駒澤大学 経済学部 非常勤講師

4. 開催状況



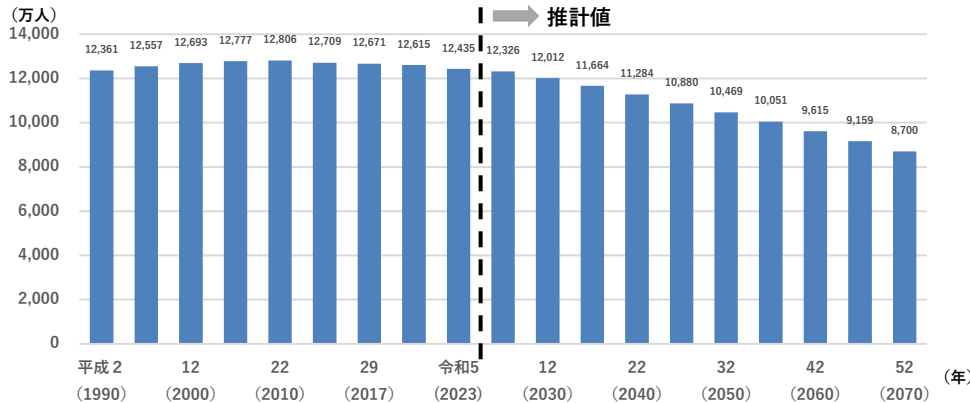
【第1章】

検討の背景

人口減少の進展

- 総人口は少子高齢化等を背景に2008年の1億2,808万人をピークに2011年から14年連続で減少。今後も減少傾向は継続。

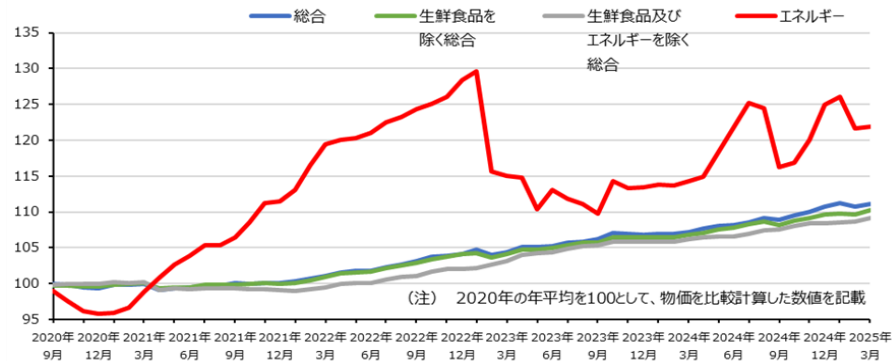
総人口の推移及び将来推計



物価の高騰

- 近年、エネルギー等価格の高騰を契機に幅広い商品の物価が上昇。消費者物価指数も上昇傾向。

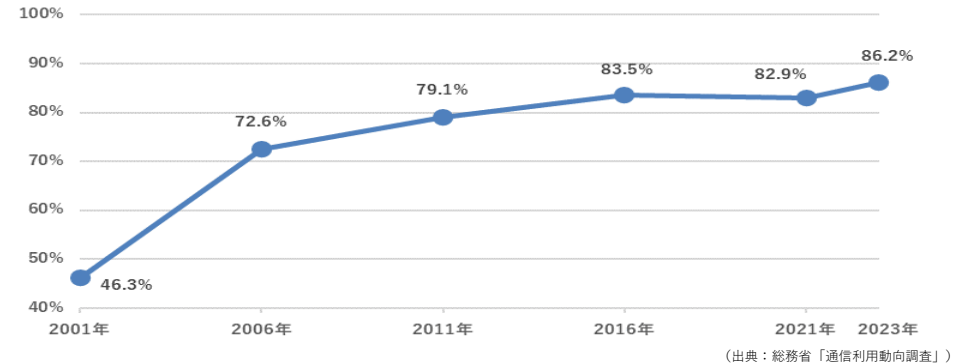
2020年基準消費者物価指数の推移



デジタル化の進展

- インターネットの普及率は概ね右肩上がり推移。2023年の利用率は86.2%で2001年の46.3%から大幅に増加。

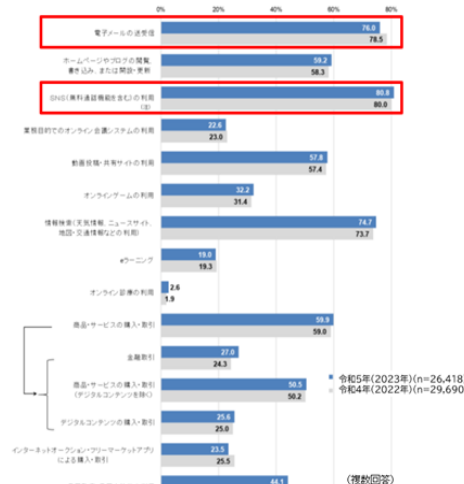
インターネットの利用状況の推移



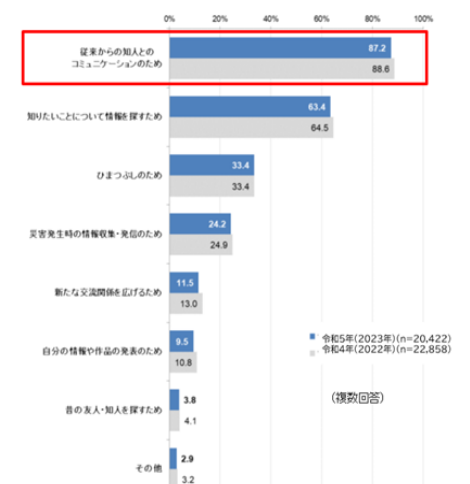
- 個人のインターネット利用目的はSNSが最も多く、SNS利用者の多くは従来からの知人とのコミュニケーションに活用。

インターネット及びSNSの利用目的・用途

インターネットの利用目的・用途(個人)



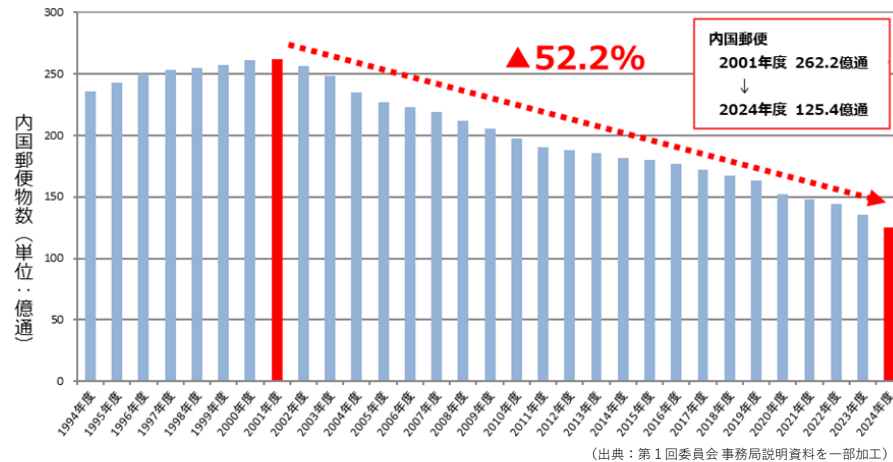
SNSの利用目的・用途(個人)



郵便物数の減少

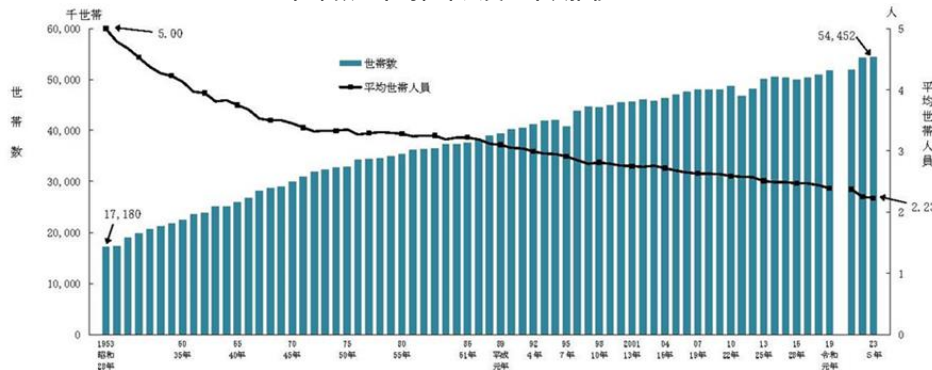
- 人口減少やデジタル化の進展などにより、内国郵便物数は2001年度から毎年減少。2024年度には125.4億通に減少。

内国郵便物数の推移



- 郵便物数減少の一方で、世帯数の増加等により配達箇所数は横ばい。現時点では、毎日固定の配達ルートの維持が必要であり、1配達箇所当たりの郵便物数は減少し、配達効率は悪化傾向。

世帯数と平均世帯人員の年次推移



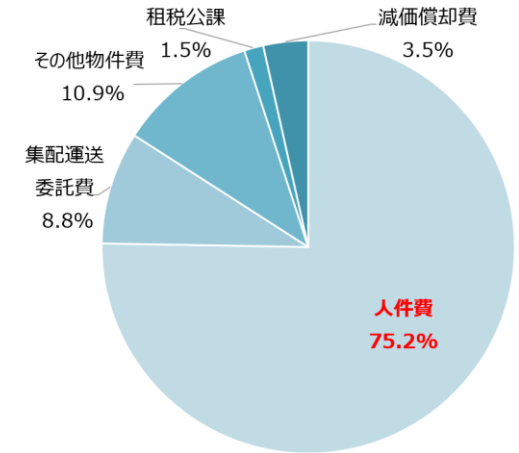
人件費の上昇

- 郵便事業は労働集約的であり、営業費用の75.2%が人件費。近年の郵便事業の収支には、人件費の上昇が大きく影響。

郵便事業の営業費用の内訳

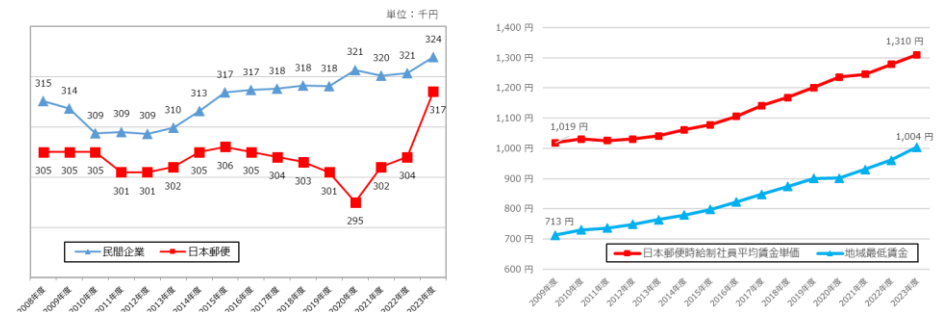
単位: 億円

2023年度	
営業費用計	12,792
人件費	9,619 75.2%
集配運送委託費	1,131 8.8%
その他物件費	1,397 10.9%
租税公課	196 1.5%
減価償却費	450 3.5%



- 賃上げや労働需給のひっ迫などの影響により、日本郵便の正社員及び時給制社員のいずれについても賃金が上昇傾向。

日本郵便の正社員 (左) と時給制社員 (右) の賃金の推移



業務効率化に向けた取組と事業収支の悪化

- 日本郵便は区分作業の機械化、テレマティックスの活用などの営業費用の削減の取組みを進めてきたが、郵便物数の減少に加え、物価高騰などの影響もあり、郵便事業の収支は年々厳しい状況。
- 2022年度の郵便事業の営業損益は民営化以降初めて赤字（▲211億円）となり、2023年度は赤字幅が拡大（▲896億円）。

郵便事業の収支（営業損益）の推移

(単位：億円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
郵便事業 の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	11,896
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,792
	営業損益	455	376	240	78	▲896

(出典：第1回委員会 日本郵便説明資料を基に作成)

郵便料金の改定等

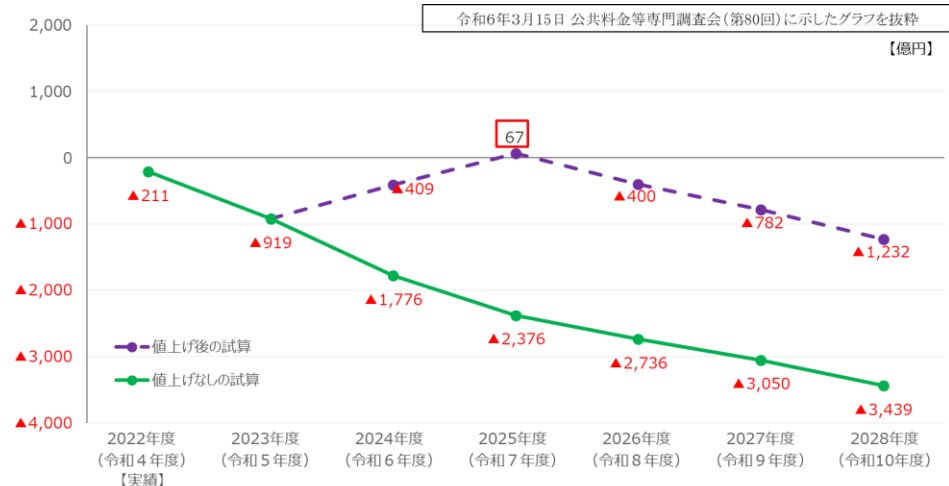
- 総務省は、情報通信行政・郵政行政審議会及び消費者委員会での審議並びに物価問題に関する関係閣僚会議への付議を経て、2024年6月13日に、総務省令で定める25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を84円から110円に改正。
- 同日付けで日本郵便が郵便料金変更を届出。同年10月1日に、消費税増税に伴うものを除けば、およそ30年ぶりとなる郵便料金の全面的な改定を実施。
- 上記改定は、国民への影響等を勘案し、最小限の値上げ幅としたことから、郵便事業の収支は2025年度黒字化するが、2026年度以降は再び赤字化。赤字幅も年々拡大していく見込み。

郵便料金改定の主な内容

区 別		旧料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25グラムまで	84円	110円	+26円（+31.0％）
	50グラムまで	94円		+16円（+17.0％）
第二種郵便物（通常はがき）		63円	85円	+22円（+34.9％）

(出典：第1回委員会 事務局資料を一部加工)

郵便事業の収支の見通し（試算）



(※) 令和6年7月に公表された2023年度(令和5年度)の郵便事業収支の実績は▲896億円。

(出典：第1回委員会 事務局説明資料)

- 郵便サービスは国民生活や経済活動にとって重要なものであり、その安定的な提供を将来にわたって確保する必要があることから、郵便事業を取り巻く経営環境の変化を踏まえた上で、郵便料金に係る制度の在り方について検討を行うことが必要。(※)

(※) 情報通信行政・郵政行政審議会の答申(令和6年3月7日)及び物価問題に関する関係閣僚会議からの意見(令和6年5月21日)等においても、郵便事業の安定的な提供確保の観点から、郵便料金に係る制度見直しの検討について言及されている。

【第2章】

郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を
踏まえた郵便料金に係る制度の在り方

現状と課題

- 郵便法第3条ではいわゆる「郵便事業における収支相償」を規定。現行の郵便料金では継続的な赤字の発生が見込まれ、能率的な経営の下においても適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含めることが困難な場合は、法律上、郵便料金の値上げが求められる。

⇒ **昨今の郵便事業の状況を踏まえると、短期間に度々の郵便料金の値上げが必要となる可能性。**

(参考) 郵便法(昭和22年法律第165号)

第三条(郵便に関する料金) 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

郵便事業における収支相償の見直しの必要性等

- 多様な通信手段が普及する中、郵便料金の値上げが郵便物数の減少幅の一層の拡大につながり、郵便事業の収支にマイナスの影響を生じる負のスパイラルに陥る可能性。

- 収支相償の規定の趣旨は以下のとおりであるが、

ア) 郵便ユニバーサルサービスの安定的な提供

国営及び公社時代においては、収支を度外視したような過度に低廉な郵便料金を設定することなく、適切な収支を維持しつつ、安定的な郵便ユニバーサルサービスを提供することができるようになる趣旨

イ) 不当に高額な郵便料金の設定の防止及び他事業における公正競争の確保

(民営企業としては過度に低廉な料金設定とする見込みは低い一方、) 事実上の独占領域である郵便事業の料金について、不当に高額な郵便料金の設定及びその収益により競争領域である荷物事業等へ内部補助を行い、他事業における公正な競争を阻害することを防止する趣旨

現時点では、ア) 過度に低廉な料金の設定、及び、イ) 郵便事業の収益による荷物事業等への内部補助のいずれも想定し難い。

郵便事業以外の事業との関係

- 郵便事業以外の収益も含めて郵便事業を支える旨の意見(※)については、収支相償規定を見直し、日本郵便の経営判断の余地を拡大することで一定程度実現可能。

(※) 構成員からの意見

郵便法で規定されている、郵便単体の収益で郵便ユニバーサルサービスのコストを賄うという点に課題があると考えている。郵便と荷物は一体的に運んでおり、コスト配賦の考え方はあるようだが、荷物等も含めた全ての収益で郵便を支えていくことができないのかと思う。この点について郵便法の改正も含めて検討するべきではないか。

- 他方、郵便事業の赤字を強制的に他事業の収益で補填する制度の導入は、荷物事業等の競争市場における公正な競争や日本郵便全体の経営に大きな影響を及ぼすおそれがある。
- 郵便法では郵便以外の事業に規律を課しておらず、郵便料金設定において郵便事業以外の事業の収支等も含めることは、同法の趣旨からも適切でないと考えられる。

方向性

☞ 「**郵便事業における収支相償**」の規定の見直しを行い、日本郵便が会社全体の経営状況や営業損益に与える影響等を考慮した上で料金改定の可否について判断できるようにするなど、**日本郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討**を行うことが望ましい。

☞ 郵便料金に係る制度の検討に当たっては、郵便事業以外の事業の収支も含めた収支相償を求める規制とするのではなく、郵便事業と郵便事業以外の事業を区分した上で、**郵便事業の原価及び利潤に基づいて郵便料金の適正性を判断**する制度とすることが望ましい。

現状と課題

- 郵便料金の設定は原則届出制。一方、25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額は総務省令で定めることとされているが、法の規定が定性的で算定の考え方が不明確なこと等により改正に一定の時間を要し、**事業環境等を踏まえた主体的・機動的な対応が困難**な状況。

25グラム以下の定形郵便物に係る料金規制

- 日本郵便がより主体的・機動的に対応可能な制度へ見直す方向性で検討を行うことが適切であると考えられる。
一方、利用者保護等の観点から不当に高額な郵便料金の設定防止のため、上限料金について一定の規制を課す仕組みの維持が必要。
- 他の公共料金制度や諸外国における郵便料金制度等を踏まえ、プライスカップ制度及び上限認可制度を中心に検討した結果、利用者保護や手続の実行性確保等の観点から、上限認可制度がより望ましいのではないかと方向性が示され、特段の異論はなかった。

プライスカップ制度と上限認可制度との比較

	ア) プライスカップ制度	イ) 上限認可制度
規制の概要	・ 行政が物価上昇率（CPI）、生産性向上率（X値）等に基づき <u>上限を設定し、設定された上限の範囲内で事業者は料金を設定・変更できる</u>	・ <u>事業者からの上限の認可申請を受けて行政が（総括原価方式に基づき）審査・認可を行い、認可された上限の範囲内で事業者は料金を設定・変更できる</u>
上限設定の主体	・ 行政（総務省）	・ 事業者（日本郵便）
メリット	・ コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるため、自主的な <u>効率化努力のインセンティブが働く</u> ・ 料金改定の <u>予見可能性が高い</u>	・ 事業者の側から上限の変更認可申請ができ、 <u>申請事業者の経営状況を踏まえ、主体的に料金改定手続に着手可能</u> ・ 総括原価方式による審査を行うことが想定され、 <u>これまでの郵便料金の設定の考え方と整合的</u> ・ 上限料金設定のベースとなる考え方が明確であり、実際の原価等を基に算定を行うため、上限料金設定に当たり透明性を確保しやすくなり、 <u>利用者にとって納得感ある料金設定につながる</u> ことが期待される
デメリット	・ CPIといった外生的な数値等に基づいて、適正な上限の設定を行う合理的な方法を確立することは非常に困難（利用者にとって <u>納得感のある料金設定が困難、事業者としても料金改定の主体性は大きくない</u> ） ・ X値の検討に当たり、そもそもX値をどのように算定するのか、また日本郵便で必要なデータを整備することができるのかといった <u>手続の実効性の課題</u>	・ 原価を反映した料金設定が可能であり、 <u>効率化努力のインセンティブが働きにくい</u> (→原価算定の考え方等を明確にした上で、 <u>一定の効率化を促す仕組みを組み込み、不必要な値上げを抑制することが必要</u>)

方向性

☞ 「不当に高額な郵便料金の設定の防止」の観点から、**料金の上限額に一定の規制を課す仕組みは維持**しつつ、経営環境の変化等を受けて、**日本郵便がより主体的・機動的に対応可能**とするため、例えば「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて**上限料金の設定等の手続を行う制度**の導入を検討することが望ましい。

現状と課題

- 25グラム以下の定形郵便物以外では、郵便書簡及び通常葉書並びに第三種・第四種郵便物の料金の上限に係る規制が存在。また、これらの郵便物の料金の設定・変更については、郵便書簡及び通常葉書は届出制、第三種・第四種郵便物は認可制とされている。これら以外の郵便物の料金は届出制であり、上限に係る規制は定められていない。
- このほか郵便料金に関連する規定として、郵便法第71条（料金等の変更命令）及び第73条（審議会等への諮問）が定められており、利用者保護や手続の実行性・透明性の確保、効率化努力の徹底等の観点を踏まえ、規制の方向性について検討を行う必要がある。

郵便料金に係る規制の内容、範囲等

- 現在も、軽量の信書（定形郵便物、郵便書簡・通常葉書）は利用の約8割を、通常葉書は約4割を占めており、いずれも料金の上限に関する規制が設けられた当時から大きな状況変化はない。
- 第三種・第四種郵便物について、上限認可制度の導入はかえって手続が煩雑となり、また、優れて国の政策判断に委ねられるとした制度整備時の趣旨を現時点で見直すことは適当とは言えない。
また、その他の郵便物については、見直しが必要となる特段の状況変化はない。
- 今後も社会経済状況の変化に対応するため、料金等の変更命令は引き続き必要。また、日本郵便の発意で上限料金の設定等を行う制度を導入する場合は当該上限の変更を求める制度の必要性は要検討。
- 委員会における議論において、データの検証等を含む郵便料金設定手続に関する透明性の確保に関する意見があったところ、審議会諮問の制度等を通じて透明性の確保を図ることが必要。

郵便種別ごとの引受通数（2023年度）

区 別	引受通数（千通）	郵便物に占める割合
第一種郵便物	7,084,854	52.2%
（うち25グラム以下の定形郵便物及び郵便書簡）	（約4,575百万通）	（約34%）
第二種郵便物（年賀・選挙含む）	5,779,260	42.6%
第三種郵便物	152,020	1.1%
第四種郵便物	13,301	0.1%
特殊取扱	525,220	3.9%
内国 計	13,554,657	99.8%
国際郵便物（差立）	23,032	0.2%
郵便物 計	13,577,689	100%

（出典：第8回委員会 事務局説明資料を一部加工）

方向性

- ☞ 郵便書簡及び通常葉書、第三種・第四種郵便物、その他の郵便物の郵便料金に関する規制については、現時点で見直しが必要となる状況変化等もないため、**現行制度を据え置く**ことが望ましい。
- ☞ 「上限認可制度」等の導入の検討に当たっては、「**上限料金**」の**変更命令についても検討**を行うほか、**手続の透明性確保の観点から**、上限料金の設定手続について**審議会への諮問を必要**とする方向で検討するとともに、その運用等についても検討することが望ましい。

現状と課題

- 25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額については、その具体的な算定の考え方は明確にされておらず、物価問題に関する関係閣僚会議においても、郵便料金制度の見直しの検討結果を踏まえ、郵便料金に関する算定基準等を作成・公表する等の意見が示されている。
- 鉄道の旅客運賃等や電気の規制料金など他の公共料金制度では、あらかじめ作成・公表された算定基準等に基づき認可等を行っており、郵便事業においても、今後導入を検討する「上限認可制度」等に係る上限料金の算定基準等をあらかじめ作成・公表する必要がある。

方向性

☞ 本答申において取りまとめた以下の論点・留意点等を踏まえ、今後、総務省において、専門家等の参画を得ながら、具体的な算定基準等の検討の場を設けて議論を行うことが望ましい。その際、郵便事業の実態や特殊性等について分析を行いつつ、基準のフィージビリティも含めて精査する必要がある。

算定基準等の検討の方向性

- 郵便料金については、個別の役務の収支で料金の適正性を判断することが妥当でないものもあり、従来、総括原価方式を採用。
 - 上限料金の算定基準等の作成に当たり以下の点を考慮。
 - ・ 現行の郵便料金設定に当たっては総括原価方式が採用
 - ・ 定形郵便物の上限料金はできるだけ低く抑えることが必要
 - ・ 種別や重量ごとの郵便物数の把握や費用の切分けが困難
- ☞ 算定基準等の作成に当たっては、現在の郵便料金の設定と同様に総括原価方式を採用することが望ましい。
- ☞ その際、25グラム以下の定形郵便物を他の郵便物より低廉にする点について、算定基準等に明記することも含めて検討を行うことが望ましい。

適正な原価（検討の方向性）

- 日本郵便では郵便法に基づく郵便事業収支等の算定に当たり、活動基準原価計算（ABC）に基づく費用整理を実施。
- ☞ 現行制度における郵便事業収支等の計算方法をベースに原価算定の方法の検討を行うことが望ましい。

適正な原価（荷物事業等との費用配賦）

- 現状、日本郵便では工程別の原価を郵便と荷物に整理するに当たり、物数比や体積比など、工程によって費用按分の方法に差異。
 - 大きさの異なる郵便と荷物では、物数比と体積比のどちらを用いるかで按分結果に差異が生じる可能性。
- ☞ 現行の計算方法をベースに算定基準等への反映に当たり見直すべき点がないか改めて検討を行うことが必要。
- ☞ 実態等も踏まえ、コストドライバーの妥当性を検討し、透明性や説得力のある基準とすることが望ましい。

適正な原価（人件費・物価の上昇等の反映等）

- 原価算定に当たり合理的に説明が可能な範囲内で人件費等を適切に反映する点は、委員会において意見が一致。
- 他の公共料金制度では、複数年にわたる算定期間の設定のほか、実績に加え公的な統計データを活用する方向で見直し。

- ☞ 合理的に説明可能な範囲内で人件費等の上昇を原価に反映するため、原価の算定期間は、将来にわたる一定の幅を持った期間とすることが望ましい。
- ☞ 公的統計データの活用の可能性、DXによる影響等も含めて検討を行うことが必要。

適正な原価（経営効率化の反映）

- 上限認可制度は効率化努力のインセンティブが働きにくいいため、不必要な値上げの抑制する仕組みも併せて検討が必要。
- 鉄道や電気等の他の公共料金制度では、ヤードスティック方式や効率化係数等による査定を実施。

- ☞ 原価の算定に当たっては、算定基準等において一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましい。
- ☞ 他の公共料金等の例も参考に、郵便事業の実態や特殊性等を踏まえ、実行性も加味した上での検討が必要。

適正な利潤

- 継続的な事業の実施には、円滑な事業運営のために必要な資金の調達コストを料金から回収することが不可欠。鉄道や電気ではレートベース方式により「適正な利潤」（事業報酬）を算定。
- 郵便については、鉄道や電気と比較して労働集約的な事業であること、日本郵便の発行済株式の総数の保有が法律上日本郵政に義務付けられていることなどの特殊性を勘案することが必要。
- 「適正な利潤」は事業継続に必要な資金調達コストの範囲内で算定されるものであり、過剰な利益まで許容するような趣旨ではない点について理解を得ていくことが重要。

- ☞ 「適正な原価」に加え、「適正な利潤」を基に算定を行うことが妥当。「適正な利潤」は事業運営に必要な資金調達コストを賄うという趣旨の下、レートベース方式を基本としつつ、適切な方式を検討することが望ましい。
- ☞ 具体的な算定方法の検討に当たり、郵便事業の実態や特殊性、設備投資や研究開発の必要性等も踏まえ、その実行性も加味することが必要。
- ☞ 「適正な利潤」の考え方や算定方法を算定基準等において明確にした上で、実際の算定の過程なども一定程度示すことが望ましい。

将来の需要予測

- 将来の需要予測は収入や原価の算定結果に大きく影響するため、料金改定による物数への影響も含め、需要予測の正確性が重要。

- ☞ 需要予測の精度の向上を図り、算定基準等において、将来の需要予測の考え方等を反映することが望ましい。

現状と課題

- 一般信書便役務に関する料金は、原則事前届出制となっているほか、25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物は総務省令で料金の上限額を設定。具体的な上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25グラム以下の定形郵便物の料金と同額を設定。
- 25グラム以下の定形郵便物の上限額に関する規制について、総括原価方式に基づき日本郵便がより主体的・機動的に上限料金を設定できる制度へ見直すこととする場合には、一般信書便事業者に係る上限料金の規制の在り方について見直しを検討することが必要。

考え方

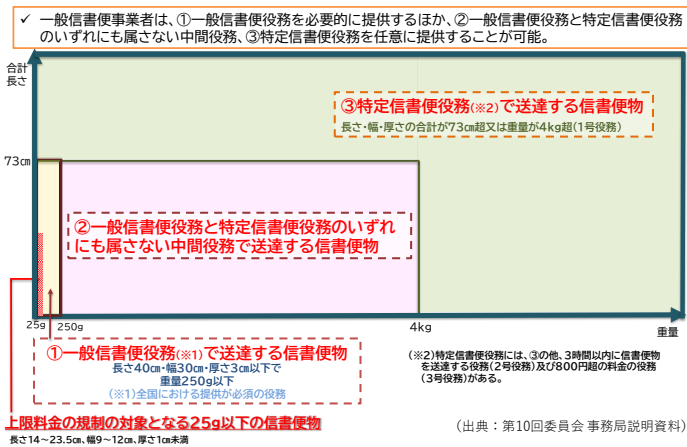
- 一般信書便事業者が、採算性の低い25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金について、実質的な役務提供の回避につながる料金を設定することにより、郵便ユニバーサルサービスの提供確保に支障が生じないようにする必要がある。
- 25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物について、日本郵便と同様に一般信書便事業者についても総括原価方式に基づき、より主体的・機動的に対応可能な制度へ見直した場合、事業者間のコスト構造の違いから、日本郵便と一般信書便事業者の間で上限額が異なるおそれがあり、結果として、郵便ユニバーサルサービスの提供確保に支障が生じることを許容するおそれがある。

一般信書便役務に関する料金規制の現状

種別		一般信書便役務に関する料金	郵便料金(第一種郵便物)
届出・認可の別		届出制	届出制
料金が適合すべき条件	料金の上限	・大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のもの(※1)に係る料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※2)を超えないものであること ※1 25g以下の定形郵便物と同様のもの ※2 110円	・25g以下の定形郵便物(※1)の料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※2)を超えないものであること
	その他	・配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受を行うもので区分営業所間の郵送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

(出典：第10回委員会 事務局説明資料)

一般信書便事業者が提供可能な役務



方向性

日本郵便に対する上限料金の規制の見直し内容も踏まえながら、現行の一般信書便事業者に対する上限料金規制の考え方を見直す場合であっても、一般信書便事業者が郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障を及ぼす料金を設定しないよう、引き続き、一定の規律を設けることが必要であると考えられる。

【第3章】

今後検討すべき事項等

郵便料金に係る制度の在り方以外の議論

- 委員会における議論の中で、構成員及びヒアリング事業者等から、郵便料金に係る制度の在り方にとどまらず、「今後の郵便サービスの在り方や郵便ネットワークの維持方策などに関する意見」及び「日本郵便の具体的なサービス等に関する意見」も示された。

主な意見の概要

<今後の郵便サービスの在り方や郵便ネットワークの維持方策等に関する意見>

- 現状の制度の枠内で議論していくことが限界に達しているのではないかと。ユニバーサルサービスのレベルの見直し、適切な料金への転嫁では赤字が埋まらない場合の公的負担の検討や法制度の見直しも含めた検討が必要ではないかと。
- 必要な郵便ユニバーサルサービスやサービスレベルの見直しも含め、郵便ユニバーサルサービスについて国全体で考えることが必要。
- 中長期的には、大きなビジネスモデルの変更による効率化や生き残りも含めて検討していく必要があるのではないかと。
- 値上げ後再び赤字化する流れをサイクル化させずに郵便ユニバーサルサービスを継続できるよう抜本的な改善の検討が必要。
- 人の手だけで限界があるのなら、ドローンの実装や受取人に取りに来てもらうシステム等も検討が必要。単に料金を上げればよい段階ではない。
- 諸外国の事例等も参考に財政的な支援の可能性も検討してほしい。
- 公的な支援は、サービスの見直しを含めたコストの分析と適正な利潤の定義付けを含めた十分な議論が前提。
- 郵便ユニバーサルサービスは極力継続が必要だが、公的な支援の前に、価格やサービスの質に選択肢を設ける等できる範囲で他に方策がないかの検討が必要。
- 第三種・第四種郵便物について、今日的な必要性・妥当性の確認・検証、費用負担の在り方の検討が必要。
- 第三種・第四種郵便物について、過去の議論をスタートラインとして検討をすべき。まずは可能な範囲で値上げをするのが現実的な選択肢ではないかと。

<日本郵便の具体的なサービス等に関する意見>

- 郵便を取り巻く環境は変化したが、郵便自体の価値が無くなったと思っておらず、郵便だからこその良さもある。時代に合った新たなサービスや価値の創造など、引き続き検討が必要。
- 付帯サービスのラインナップや特殊料金の設定の在り方等について戦略的な見直しが必要。特に商品サービスについては整理が必要。
- 収支等への影響も考慮の上、無額面切手の導入の検討が必要。
- 広告郵便の使い勝手の改善や、通数に応じた事業者向け割引プラン・特別料金の改善を検討してほしい。
- 料金改定の発表から実際の変更まで十分な時間設定をお願いしたい。

- これらの意見は、委員会の直接的な検討項目を超えるため、今回は具体的な議論の対象とはしないが、今後安定的で持続可能な郵便事業の確保を図る上で、多角的な観点から、中長期的な展望も視野に入れ、郵便事業の在り方等について検討を行うことが必要。
- 日本郵便の具体的な商品や料金の改善等に関する意見については、一義的には日本郵便において適切に検討することが望ましい。

郵便事業に係る今後の検討課題等

- ☞ 郵便事業を取り巻く環境変化を踏まえ、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方、今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応等の観点から、持続可能な郵便事業の在り方について、今後、総務省において、専門家等の参画も得ながら、利用者を含む関係者の意見も適切に聴取しつつ、検討を行うことが望ましい。